

寝屋川市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

寝屋川市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱（平成 13 年 4 月 1 日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、寝屋川市下水道条例施行規程（平成 25 年 4 月 1 日上下水道規程第 17 号。以下「規程」という。）第 6 条第 3 項の規定に基づき、ディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) システム性能基準 ディスポーザと排水処理部から構成されたシステムのうち、公益社団法人日本下水道協会の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成 25 年 3 月）」に基づき、同協会の製品認証を受けたものをいう。
- (2) ディスポーザ 野菜くず等の生ごみを水とともに破碎する装置をいう。
- (3) 排水処理部 ディスポーザにより破碎された生ごみを排水・処理し、汚濁負荷を低減する部位をいう。
- (4) 生物処理タイプ ディスポーザによる排水と台所排水を専用排水管で処理槽へ導き、生物処理した処理水を公共下水道へ排出するシステムのタイプをいう。
- (5) 機械処理タイプ ディスポーザによる排水と台所排水を機械的な装置によって固液分離し、処理水のみを公共下水道へ排出するシステムのタイプをいう。
- (6) 使用者 システムの維持管理に関して最終的に責任を負う者をいい、戸建て住宅の所有者若しくは占有者又は共同住宅の管理組合等をいう。
- (7) 維持管理業者 使用者から委託を受けて、システムの維持管理（以下「維持管理」という。）を行う専門の業者をいう。

（申請手続）

第3条 システムを設置しようとする者（既に排水設備が完了している家屋にあって、機械処理タイプのシステムを設置しようとする者を除く。）に対しては、寝屋川市下水道条例（昭和47年寝屋川市条例第1号）第5条の規定による排水設備の新設等の計画の確認申請（以下「確認申請」という。）を行う際に、規程第6条第1項各号に規定する書類のほか、次の各号に掲げる書類を提出するよう求めるものとする。

- (1) 第2条第1号に規定する公益社団法人日本下水道協会の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月）」に基づく同協会の製品認証書の写し
- (2) 仕様書の写し
- (3) 設計図面
- (4) 維持管理業者との維持管理業務委託契約書（使用者が確定していない場合にあつては、維持管理業務委託契約確約書）の写し
- (5) 維持管理計画書
- (6) 保守点検記録簿の様式
- (7) 使用者承継確約書（使用者が確定している場合に限る。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める図書

2 既に排水設備が完了している家屋にあって、機械処理タイプのシステムを設置しようとする者に対しては、使用者届及び前項各号に規定する書類の提出を求めるものとする。

3 前2項の規定は、前2項の規定により提出した書類に記載された事項を変更しようとする場合に準用する。

（維持管理に関する指導）

第4条 使用者及び維持管理業者に対しては、維持管理に当たり、次の各号に定める事項を遵守するよう求めるものとする。

- (1) 前条第1項第5号に掲げる維持管理計画書に基づき維持管理を適切に行うこと。
- (2) 維持管理業者は、保守点検等を実施した場合は、その旨を管理者へ報告すること。

(3) 使用者は、保守点検の結果又は内容を記録した保守点検記録簿を3年間保管して、常に維持管理状況を把握し、管理者から提出を求められたときは速やかに報告すること。

(4) 使用者又は維持管理業者は、生物処理タイプのシステムから発生する汚泥、機械処理タイプのシステムから発生する乾燥ごみ等を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、適正に処理すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が行う維持管理に関する指導等に従うこと。

（販売者等の責務）

第5条 システムを販売する者等に対しては、使用者に次の各号に定める事項を周知し、その理解を得るよう求めるものとする。

(1) 維持管理について維持管理業者との契約が必要であること。

(2) システムの使用方法、処理能力、維持管理方法、不適正使用に対する警告等、適正な使用に関する事項

(3) 管理者が行う維持管理に関する指導等に協力すること。

（委任等）

第6条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、この要綱を担当する上下水道局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。